

国務院、反壟断（独占禁止）委員会の作業規則を承認

『中華人民共和国反壟断（独占禁止）法』の関連規定に従い、先日、国務院は『国務院反壟断委員会の作業規則』を承認して発布し、反壟断委員会の主な職責、構成、会議制度、作業制度及び作業手順等を規定して、中国の独占禁止の各作業を順序だてて推進する。また、国務院副総理王岐山が反壟断委員会の主任を務める。

「インターネット条約」香港で発効

「著作権に関する世界知的所有権機関条約」（WCT）及び「実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約」（WPPT）（以下、まとめて「インターネット条約」という）が2008年10月1日に香港特別行政区で発効した。

2007年6月に、中国は「WIPO著作権条約」（WCT）及び「WIPO実演及びレコード条約」（WPPT）に加盟している。これら二つのインターネット条約の適用範囲が香港特別行政区にまで拡大される。WIPOはこれを歓迎しており、これは積極的な方法であって、創作者に更に自信を持って作品を創造し発行させ、デジタル化の環境下においてその作品の使用をコントロールさせることができる。

専利復審委員会、広州に巡回審理庭を設立

10月29日午前、国家知識産権局専利復審委員会の第一巡回審理庭の除幕式が広州で行われた。除幕式の後、国家知識産権局専利復審委員会と広東省知識産権局は共同建設協議に署名した。国家知識産権局専利復審委員会の全国で最初の巡回審理庭の設立は、国家知識産権局専利復審委員会の広東での巡回審理の需要を満たすものである。巡回審理庭は、特許案件処理の普遍的規則及び関連メカニズムを研究して探索すること等を担当するだけでなく、知的財産権法制教育の拠点、教育実習の拠点及び宣伝訓練の拠点でもある。

上海に知識産権仲裁院を設立

10月29日、上海知識産権仲裁院が設立された。上海仲裁委員会の支部機構として、上海知識産権仲裁院は特に知的財産権契約紛争に係る仲裁案件を処理し、上海を足場とし、長江三角州でサービスを提供し、全国を視野に入れることを目標として、国内と国外の「2つの市場」の知的財産権の合作、譲渡及びライセンスの発展の需要に適応させる。現在、上海知的財産権仲裁院には24名の相談委員である専門家及び61名の仲裁員が在籍している。また、相談委員及び仲裁員は何れも大学の専門家、政府部門の管理者、弁護士、ベテランの裁判官などからなり、豊富な実践経験及び高い案件処理レベルを有している。



「CISCO」商標紛争、和解で終わる

今年の3月、米国の思科（CISCO）は、深圳の会社及びその法人代表、王が「CISCO SYSTEMS」及び図形商標の専用権を侵害したことを理由として、同社及び王を深圳市福田区人民法院に提訴した。CISCOは国家工商行政管理総局に登録された「CISCO」、「CISCO SYSTEMS」及び図案等のいくつかの商標権を有しており、深圳の会社が2006年7月からCISCOの許諾を得ずに「CISCO」、「CISCO SYSTEMS」及び図案に係る登録商標を詐称したルータ、交換機などの製品を販売し、公衆の誤解を招きその行為がCISCOに大きな損害を与えたとして、法院に対して被告に侵害行為を速やかに停止するよう命令し、且つ50万元の損害を賠償するとともに、その影響を取り除くために公開謝罪するよう請求した。被告はCISCOの商標権侵害行為を実施しておらず、CISCOが請求した賠償額は支持する証拠を欠いているとして、CISCOの請求を棄却するよう主張した。

先日、当該事件について結論が出され、法院の調停により、双方は調停協議に達し、被告が謝罪声明を発表し、且つ20万元の損害を賠償することで和解した。

日本電気株式会社、商標権侵害で115万の損害賠償を勝ち取る

日本電気株式会社の商標「NEC」は、中国で高い知名度を有しており、1979年に中国で登録され、同社はその商標権を有している。2006年末、珠海市工商行政管理局は珠海躍華電子有限公司（以下、躍華電子）、珠海躍華科技發展有限公司（以下、躍華科技）に行政処罰を下し、偽造NECキーボード等の大量の偽造製品を法に基づき没収且つ廃棄した。その後、日本電気株式会社は侵害製品に深刻な品質的問題があり、同社のビジネス上の信用に大きな損害を与えたという理由で、躍華電子、躍華科技、偽造キーボードを製造した深圳金積嘉電子工業有限公司（以下、金積嘉電子）、偽造キーボードを販売した北京世紀躍華科技發展中心（以下、世紀躍華）の4社を訴え、法院がこれら被告に侵害行為を速やかに停止するよう命令し、且つ原告の関連する経済的損失を賠償するよう請求した。

2008年6月27日、北京市第一中級人民法院は「NEC」商標侵害及び不正競争事件に一審判決を下し、被告の躍華電子、躍華科技、金積嘉電子は速やかに事件に係る侵害製品の製造及び販売を停止し、世紀躍華は速やかに事件に係る侵害製品の販売を停止するよう命じた。またこれら4被告に対して、日本電気株式会社の経済損失及び合理的支出について合わせて115万元を賠償するよう命じた。また同時に、日本電気株式会社の他の訴訟請求を棄却した。

躍華電子、躍華科技、金積嘉電子は、一審の敗訴を不服として既に北京市高級人民法院に上訴している。現在、当該事件については更なる審理の最中である。

深圳、8億元の海賊版ソフトウェアに係る案件の審理を開始

9月4日、深圳市福田区人民法院は、中国国内において多国籍企業とともに取り組む、これまでで最大の海賊版高品質ソフトウェア刑事事件について審理を開始した。当該事件は、世界における海賊版高品質ソフトウェアの取締活動において、これまでで最大で、最も成功している中米連合エンフォースメント行動の係る刑事案件でもある。深圳市福田区人民検察院は、被告王文華、張大安、車庭峰等の11人を著作権侵害容疑で法院に起訴した。

2004年から、車庭峰は王文華などから米国のマイクロソフト等の会社のソフトウェアの海賊版及び偽造したソフトウェアのラベルを購入し、インターネット上で海賊版ソフトウェアを販売する広告で購入者を集め、外国の購入者と電子メールで連絡して価格の相談を行っていた。王文華等の11人が逮捕された後の鑑定によると、公安職員が王文華から押収した海賊版ソフトウェア、偽造したソフトウェアのラベル、偽造したライセンス協議及びマザーディスク等の価値は4.14億元であった。また、張大安から押収した海賊版ソフトウェア、偽造したソフトウェアのラベル、偽造したライセンス協議及びマザーディスク等の価値は4.46億元であり、車庭峰から押収した海賊版ソフトウェア、偽造したソフトウェアのラベル等の価値は132.79万元であった。当該事件はさらに審理されている。

16の国際的著名ブランドを侵害する輸出貨物が厦門税関によって押収される

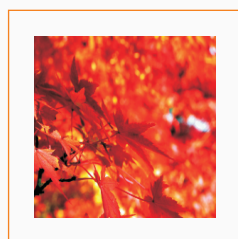
16の国際的著名ブランドを侵害する輸出貨物が、先日、厦門税関によって押収された。これは中国の税関が調査、押収した侵害嫌疑品に係る案件の中で、ブランド数が最も多い案件である。紹介されている内容によると、深圳の某貿易会社はもともと税関に下着、インターホンの部品、ショルダーバッグ等の貨物の輸出を申請したが、コンテナが税関の監督区域に入った後、同社は外国のクライアントがその貨物を必要としなくなったという理由で、厦門税関に輸出を取りやめ、貨物を区域外に運び出すよう請求した。このような経緯が、税関職員に疑問を抱かせ、重点的な検査の実施を決定するに至った。

コンテナが開けられた際、コンテナ内には多くの種類の貨物、ブランド品があり、服装、靴類、携帯電話の充電器及びVCD（ビデオCD）モジュールなどが含まれ、オリンピックの五輪、ADIDAS、NIKE、PUMA、NOKIAなど17の国際ブランドに関連する品があった。重大な侵害嫌疑があるため、厦門税関は速やかに知的財産権の各権利者に侵害嫌疑に係る貨物について確認するよう連絡した。現在、16のブランドの権利者は既に侵害の認定を出し、且つ税関に知的財産権の税関保護を申請した。厦門税関は法に基づき当該侵害嫌疑貨物を押収した。

広州税関、近年来の最大の知的財産権侵害案件について調査、押収

先日、中国の著名商標「美的（訳注：Media）」を付したテレビが国外に輸出されようとしていたが、税関の検査により、全部偽物であることが発見された。これら「美的」商標を詐称したテレビは90000ドル近くに値する。これは、広州税関が調査、押収した近年来の最大の自主知的財産権侵害案件である。

目下、美的会社は既にこの案件に係る貨物の侵害を確認し、且つ税関に知的財産権保護を申請し、同時に違法当事者の刑事責任を追及する更なる措置をとることを表明している。




2008-11-06

Peksung Intellectual Property Ltd.

908 Shining Tower, 35 Xueyuan Road

Haidian District, Beijing 100191, P.R.China

Tel : +86-10-8231-1199

Fax: +86-10-8231-1780, +86-10-8231-1782

www.peksung.com mail@peksung.com